

第1回札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 議事録

日時：平成25年10月3日（木）18：00～

場所：札幌市役所12階1・2号会議室

次 第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 座長・座長代行の選出
4. 検討会の進め方について
5. 利用者のアンケートについて
6. 閉 会

1. 開 会

○事務局（西村） それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。皆様お晩でございます。本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。私、国保健康推進担当課長をしております西村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の出席者の確認をさせていただきましたところ、9名の御出席をいただいております。検討委員の皆さんは全部で10名でございますが、宮崎委員については、5分ほど遅れるという連絡をいただいております。

定足数であります過半数に達しておりますので、本日の検討会は成立をしているところでございます。

先に御案内をしたいと思います。この検討会は公開になっております。検討会の開催の都度、議事録も作成をいたしまして、公表させていただきます。議事録は、お話になった内容をそのまま掲載することになります。お名前も記載をさせていただくこととなります。御承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、保険医療部長の川上より一言御挨拶を申し上げます。

○川上部長 皆様お晩でございます。ただいま紹介いただきました保険医療部長の川上でございます。

本日は、夜分御多忙の中、この国民健康保険施術費のあり方検討会、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから皆様には、私ども札幌市の国保事業に対しまして、深い御理解と協力をいただいていることに対しまして、この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、本日は、第1回目のあり方検討会ということで開催をさせていただいております。

今回、国民健康保険運営協議会からの委員の皆様を初めといたしまして、御専門の立場からということで、札幌市医師会及び施術団体の2団体から御推薦をいただきました委員の方、さらには、公募で選ばれました委員の方、それぞれにつきましては、今回の委員の委嘱を引き受けていただきまして、まことにありがとうございます。

本来であれば、市長のほうから直接、皆様お一人お一人に委嘱状を交付するところではございますけれども、本日は、略儀ながら、皆様のお手元に委嘱状を置かせていただきまして、それでかえさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、皆様の委嘱期間でございますけれども、本日から来年の3月31日までとなっております。ただ、今後のこの検討会の進捗状況によりましては、この期間を延ばすということもあり得るかと思っております。そのときには、また皆様の御意見などをいただきながら

決めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この施術制度でございますけれども、皆さんも御存じかもしれませんが、昭和37年に、国保加入者の健康の保持増進ということで、当時は、法律に基づく療養費の支給というか、サービスの範囲が非常に限られていたという事情から、市民の方から、独自の制度を設けてほしいということで請願が出されておりました。その請願を受けまして、札幌市議会のほうでは、財源が厳しい中ですが、少しでもということで、独自の施術制度を設けて、今に至っているところでございます。

しかしながら、昭和37年ということからたちますと、今50年余りがたっております。この間、制度を取り巻く環境というのは非常に大きく変わってきているところでございます。

そういったことから、今の社会情勢に合ったふさわしい施術制度のあり方というのはどういふものかということ、今回、皆さんのいろいろな立場から御意見をいただければなというふうに思っております。

本日、1回目という検討会でございますので、まずは、座長と座長代行を選んでいただきました後、皆様から施術制度に関する自由な意見をまず述べていただきたいと思っております。

それと最後に、アンケートというのをこれから考えております。アンケート案を御用意いたしましたので、これについて皆さんのほうからいろいろと御意見をいただければなというふうに思っております。

この国民健康保険ですけれども、非常に専門用語が多うございます。なかなか一般の方にはわかりづらい用語というのがいっぱいありますので、できるだけ事務局といたしましては、わかりやすい説明、わかりやすい資料の作成、そういったものに努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、この検討会でございますけれども、来年3月31日までということで、非常に限られた期間ではございますけれども、皆様の熱心な御審議をいただきまして、今の時代にふさわしい施術制度のあり方、そういったものを取りまとめていただくよう、ぜひお願いしたいと思います。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西村） それでは、早速進めさせていただきますが、まず、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に資料をお配りしておりますが、まず一つ目が、本日の検討会の次第でございます。続いて、この検討会の設置要領、そして、検討会委員の皆様の名簿、そして、今後の検討会の進め方についての資料ということで、施術費制度あり方検討会についてという、資料1と書いてある3枚つづりのものがございます。そのほか、施術費と療養費の

比較という1枚もの。そして、市民評価（事業仕分け）論点シート、これは2枚つづりのものでございます。その次が、少し長い名前になっていますが、施術費支給に関する規則ということで、少し厚い資料がついております。最後に、アンケート調査票の案ということでお配りをしております。不足のものがありましたらお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

2. 自己紹介

○事務局（西村） それでは、早速、次第に従いまして進めさせていただきますが、2番目の自己紹介ということで、まずは、事務局のほうから自己紹介をさせていただきたいと思っております。

○事務局（加藤） 皆様、お晩でございます。保険企画課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（毛利） 保険事業担当課長の毛利でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（弘中） 医療費適正化担当係長の弘中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鳥居） 特定健診担当係長の鳥居と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊勢） 給付係長の伊勢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田） 企画調整担当係長、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（千田） 管理係長の千田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（西村） 次に、この検討会の運営について事務局の一員として、お手伝いをいただきます北海道未来総合研究所の方を紹介させていただきます。

○事務局（北嶋） 北海道未来総研の北嶋と申します。議事録の作成ですとか、アンケートの修正等々、個別にまたいろいろ御連絡させていただく機会もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

なお、隣におりますのが、本日、黒木と上田でございます。あわせてよろしくお願いいたします。

○事務局（西村） ありがとうございます。

それでは、続いて委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、恐れ入りますが、石井委員のほうから反時計回りで順番に一言ずつお話しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石井委員 国保運営協議会の委員でありまして、市民の被保険者を代表する委員であります。石井美枝子と申します。よろしくお願いいたします。

施術費については、私ちょっと勉強不足でありまして、いまだに保険はきかないものとして認識しておりまして、このたびこの委員として、この会議の中で、札幌市さんはすごく頑

張っているのだなと感心しているところです。一生懸命勉強しながら、皆さんとともに施術費の今後の運営のあり方について検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○稲垣委員 いわゆる鍼灸師会というところの者なのですけれども、お世話いただきましてありがとうございます。

私は、昭和55年から独自給付というか、そういうものを担当させてもらって以来、現在までということなのですけれども、平成9年に今の会の会長を引き受けて現在まで至っております。北海道も公益社団法人北海道鍼灸師会ということで、副会長を今務めております。日本鍼灸師会も公益法人なのですけれども、それも5年前から理事になりまして、学術委員長を務めております。どうかよろしく御指導のほどお願いいたします。

○大道委員 札幌市医師会理事で、医療保険部長の大道と申します。国保運営協議会の委員であります。

私は内科なものですから、整形のことはちょっとわからないのですけれども、療養費について、いろいろちょっと幾つか問題もありまして、この施術費とあわせて、ちょっとまだ私どもも理解できないところもありますので、論点を整理しながら、審議に加わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小沼委員 国保運営協議会の委員をしております小沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

札幌家庭裁判所の調停委員としての経験などから、公正な審議に努めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田委員 国保運営協議会の委員をしております。高田安春と申します。よろしくをお願いいたします。

私もこの施術については、なかなか難しく、わからないことが多かったのですけれども、一生懸命勉強して、皆さんの足手まといにならないように頑張っていきたいと思いません。よろしくをお願いいたします。

○森田委員 こんばんは。市民委員の森田と申します。

市民の皆さんにわかりやすく、そして理解をいただくように、しっかりと透明性のある検討委員会ということを私自身望んでおりますので、そのような運びでよろしくお願いをいたします。

○武者委員 札幌大学経済学部の武者と申します。国保運営協議会で3年目に委員を続けております。

今回、国保の中でかなり大きな、札幌市独自の案としては、非常に重要な役割を持っているこの鍼灸制度に関しての協議会ということですので、私の持てる知識で貢献したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員 札幌市医師会の理事をやっています、宮崎です。今回は、整形外科をやって

いるということで、この委員に選ばれたみたいです。実際、整形外科をやっているのですが、意見書と同意書の違いというのは今まで知りませんでしたし、療養費と施術費の違いもちょっとよくわからない。この委員会の中でそれもわかったらと思っています。

○**水上委員** 札幌鍼灸柔整マッサージ師会の会長の水上と申します。当会は、明治36年、110周年を迎える歴史ある会として、その会員の中には盲人の者もたくさんおまして、この施術費制度というものをなりわいにして、たくさんの方がおられますので、これから真摯に検討を重ねていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○**堀内委員** 市民委員の堀内と申します。

私も国民健康保険の加入者として、非常に今回、財政、特に保険関係と財政問題については非常に関心を持ってまいりました。皆さんからいろいろ勉強させていただきながら、意見を述べさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○**事務局（西村）** どうもありがとうございました。

3. 座長・座長代行の選出

○**事務局（西村）** それでは、続きまして、3番目になりますが、座長・座長代行の選出に移りたいと思います。

お手元に検討会委員の名簿資料がございます。そちらをごらんいただきたいと思いますが、座長と座長代行につきましては、設置要領に従いまして、上の5人の方、国保運営協議会の委員の中から選出するという規定になっております。国保運営協議会の代表の小沼委員、武者委員、石井委員、高田委員、大道委員の5名の方から選出をしていただきたいと思いますが、どなたか何か御意見ございませんでしょうか。

○**高田委員** 座長さんと座長代行さんについて、推薦でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから、座長さんと代行さんについては、運営協議会の委員の中からということになっておりますので、最もふさわしいと思われる公益を代表する委員さんをお願いしてはどうかと思います。

それで、座長さんに武者委員、それから座長代行さんに小沼委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○**事務局（西村）** 今、座長に武者委員、座長代行に小沼委員というお話がありました。ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、座長には武者委員、座長代行には小沼委員ということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

○**事務局（西村）** ありがとうございます。

それでは、武者委員、小沼委員には、座長、座長代行ということでお願いをしたいと思

います。

それでは、大変恐縮ですが、座長と座長代行の席を用意しておりますので、武者委員、小沼委員については席をお移りいただき、一言ずつ御挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○武者座長 このたび座長に選出されました武者と申します。先ほども申し上げたとおり、札幌大学の経済学部にも所属しておりますけれども、地域経済学とか地方財政論が専門ですので、その知見を生かせたら幸いだと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○小沼座長代行 小沼でございます。このたびのこの問題は、事業仕分けの観点からも問題が提起されたというふうに伺っておりますので、経済的な面からも合理的な検証を行った上で、しっかりとした提言がまとめられるように力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（西村） どうもありがとうございました。

それでは、これからの検討会の進行につきましては座長にお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○武者座長 それでは、これから座長として進行役を務めさせていただきます。

では、まず最初に、形式的なことなのですが、議事録署名人の指名を行いたいと思います。私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○武者座長 それでは、あいうえお順ということで、石井委員と稲垣委員に、お2人をお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。署名委員のほうで、よろしいでしょうか。

（はいの声）

○武者座長 ありがとうございます。

4. 検討会の進め方について

○武者座長 それでは、ただいまから次第の項目に沿って、議事に入りたいと思います。

まず最初に、事務局のほうから検討会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局（西村） それでは、私から検討会の進め方について御説明をいたします。資料は、資料1番、施術費制度のあり方検討会についてという3枚ものつづりがございますので、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この施術費制度でございますが、基本的なところを説明をしたいと思っております。

正式名称は、札幌市国民健康保険医業類似行為施術費といたします。略称で、施術費というふうに呼んでおります。

はり・きゅう・マッサージなどの施術を指定の治療院で受ける場合に、費用の一部を補助する札幌市国保の独自の制度でございます。

はり・きゅう・マッサージの施術を治療院で受ける場合、保険が適用される法定の、全国共通の療養費というものがありますけれども、これとは別の札幌市独自の制度ということになります。

札幌市国民健康保険条例第8条に、健康保持増進のための保健事業という規定がございますけれども、この施術費制度については、保健事業という位置づけで実施をしております。

それから、資料のほうにおつけをしておりますが、具体的な事務処理については、札幌市国民健康保険医業類似行為施術費支給に関する規則というものがございまして、これに基づき、実施をしております。

ページをめくっていただきまして、2ページになりますが、この施術費制度の概要を簡単に説明をさせていただきます。

施術の種類については、はり・きゅう・マッサージなどの6つの施術が対象になっております。

対象の疾患は9つありまして、神経痛、リウマチなどになっております。期間・回数については、6カ月、45回までが原則となっておりますが、延長も認められております。

この施術の費用は、1回定額3,000円と決まっております、市の補助が1,600円になりますので、御本人が負担する額は1,400円ということになります。この補助金については、国保の保険料から支出をしております。

それから、特徴になりますが、この施術費を利用するに当たっては、医師の証明が必要となっております、病院での治療、医療との併用が可能、あるいは、はり・きゅう・マッサージなど複数術を一緒に使う、併用することも可能という特徴がございます。

それから、その下になりますが、昨年度、24年度の実績になります。支給件数が5万9,787件、実利用者数が2,342人となっております。

一方、施術を行う施術所の数になりますが、約370カ所ございます。

施術費、これは補助金の額ということになりますが、9,565万9,000円となっております。

3ページに移りまして、これまでの経緯を簡単に触れたいと思います。

昭和37年に市民から請願がありまして、それをきっかけにこの制度ができ上がっております。当時は、法定の療養費の対象が限定的ということがありまして、それを補完する意味で制度がつくられたものでございます。

その後、昭和42年になりますが、この法定療養費の範囲が拡大になっております。はり・きゅうについて、当時2疾患だったものが6疾患にふえております。

それから、少し間があきますが、平成20年になりまして、後期高齢者医療制度が開始されました。75歳以上の方が国保とは別の制度ということになりましたので、対象者がこの時点で大幅に減少しております。

それから、平成22年に札幌市版の事業仕分けが行われまして、この施術費の事業が対

象になりました。そのときは、市税等を投入している中、法定療養費以上の助成を今後も行うのかというテーマで検討が行われまして、その結果については、廃止、見直しと、現行どおり、拡大が半々になりまして、賛否両論という結果になっております。

それから、その下になります。施術費と法定の療養費の比較をしたいと思います。

基本的なところになりますが、札幌市国保の加入者が治療院などでははり・きゅう・マッサージなどを受ける場合、この施術費か法定の療養費か、いずれかの制度を利用できるという仕組みになっております。

別紙の施術費と療養費の比較という1枚ものの比較表をごらんいただきたいと思いません。

先ほどもお話をしましたが、治療院などでははり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合、この施術費か療養費、どちらかを使うことができるということになっております。左側半分が、今回対象になっております施術費になりまして、これは札幌市独自の制度ということになります。保険は適用になりませんが、補助をするという制度になります。

それから、右側の療養費については、これは全国共通の法定の制度になります。保険が適用になるというものでございます。

まず、施術費についてですが、施術の種類については全部で6つあります。はり・きゅう・マッサージ、あんま、指圧、療術、この6つになります。対象疾患については、そこに記載のとおりですが、9つありまして、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、神経麻痺、関節痛、腰部捻挫のほか、その他類症疾患ということになっております。

その下に、医師とのかかわりと要件とございますが、施術費を利用するには医師の証明書が必要になっております。細かな要件は特にございません。

それからその下になりますが、病院の治療と一緒に受けることができる、医療との併用が可という特徴がございます。

また、複数術の併用も可能になっており、はり・きゅう・マッサージを組み合わせ一緒に受けることが可能になっております。

期間と回数は、6カ月45回までというのが原則でございますが、医師の証明があれば、さらに6カ月30回まで延長することができる仕組みになっています。

費用は、定額で1回3,000円となっております。補助金が1,600円ありますので、患者さんの負担は1回1,400円、割合でいきますと4.7割相当ということになります。

次に、右側の法定の療養費になりますが、はり・きゅうとマッサージで少し違いがありますので、2列で記載をしております。施術の種類については、はり・きゅう・マッサージの3つになりますが、マッサージについては、医療上必要な場合ということになっております。

対象疾患は、はり・きゅうについては、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛

症のほか、頸椎捻挫後遺症、その他類する疾患となっております。マッサージについては、筋麻痺等、関節拘縮等ということで、二つに限定をされております。

医師の同意書については、はり・きゅうのほうは、医師による適当な治療手段がない、施術による効果が期待できる場合という要件がございます。一方、マッサージについては、筋麻痺、関節拘縮等の症状が認められて、症状の改善がさらに認められるという要件がございます。

医療との併用については、はり・きゅうについては併用することができませんが、マッサージについては可能となっております。

複数の施術を利用できるかということについては、はりときゅうの併用のみ認められております。それ以外は認められておりません。ですから、はりときゅうを一緒に受ける、きゅうときゅうを一緒に受ける、あるいははり・きゅう・マッサージを一緒に受ける、これができない仕組みになっています。

期間と回数については、特に制限がありませんが、医師の同意書の期間内ということになっておりまして、最大3カ月ということになっております。

費用は、はり・きゅうについては、はりかきゅう、どちらか一つを受ける場合は1,230円、はり・きゅうの両方を受ける場合については1,500円、マッサージについては、1カ所270円となっております。保険が適用になりますので、この費用の1割から3割を患者さんが負担をされるという制度となっております。

表の中で網かけをしている部分がございます。先ほど法定の療養費の範囲が拡大になったというお話をさせていただきましたが、共通しているところが網かけの部分ということになります。

もともとの資料に戻っていただいて、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページに検討の背景、目的をまとめさせていただきました。

まず一つは、昭和37年に制度ができて以降、状況が大きく変化しているという背景がございます。当初の目的は、法定療養費の補完ということでありましたが、その後、療養費の範囲が拡大されて、先ほど説明をしたとおり、一部重複しているという状況でございます。

それから、平成20年度以降の支給件数を見ますと、20年度10万895件、24年度5万9,787件ということで、40%ほど減少している傾向がございます。

それから、事業仕分けの中でも意見がありましたけれども、利用者が限定されているというようなお話がございます。今の利用者が2,342人ということでございますので、国保加入者約46万人のうち0.5%という状況になっております。

それから、この制度は健康保持増進のための保健事業と位置づけられておりますが、近年、国から生活習慣病対策の重点化を図るべきという指針が出されております。

その下になりますが、こういった状況を受けまして、この施術費制度の目的、必要性、対象範囲というものを改めて明確にしたい、また、あわせて期間や回数、料金、補助額、

そういったものが適当なものなのか、妥当性も明らかにしたいというのが検討会の目的でございます。

5ページに移りまして、それではこの検討会でどういう項目について検討を行っていくかという案を5つほど記載させていただきました。

1つ目は改めてこの時代になぜ施術費制度が必要なのか、2番目が施術の種類や対象疾患、対象範囲はどうあるべきか、3番目は、期間、回数、料金など、制度内容は適当か、4番、5番については、1、2、3と重なる部分がありますけれども、法定療養費との関係はどうあるべきか、医療との関係はどうあるべきか、という案でございます。

下が検討スケジュール案になりますが、9月の下旬に国保運営協議会で検討会を設置することになりまして、本日、10月3日が第1回目の検討会ということになります。

この後の予定になりますが、10月の中旬から利用者に対するアンケートを実施し、その後、11月上旬には、2回目の検討会ということで、これは、検討会の委員に参加をいただいている施術団体以外の団体さんから、一度お話を聞かせていただく場が必要ではないかなという案で、ヒアリングを予定しております。

3回目の検討会は、11月の下旬に予定をしております、このときには、アンケートの結果が見えておりますし、ヒアリングをさせていただいたら、その結果もわかると思いますので、そういったことをもとに意見交換を行う予定です。

そして、第4回目は12月の中旬を予定しております。ページをちょっとめくりませんが、6ページ。4回目の検討会が終わった段階で、国保運営協議会に中間報告をしたいと考えております。

年が明けまして、1月の下旬に第5回の検討会。ここでは、検討事項のまとめを行いたいと考えています。

そして、最終回になりますが、3月の下旬、第6回目の検討会ということで、最終報告の案について検討していただく予定です。その後、国保運営協議会のほうに最終報告をしまして、その後、市としての方針が決定していく、こういう流れで考えております。

それから、資料のほうになりますが、市民評価（事業仕分け）論点シートというものをおつけしております。

これは、平成22年に行われた市民評価、事業仕分けの資料になりますが、2枚目の結果をごらんいただきたいと思えます。横長の表になりますが、左側の真ん中の上のほうに判定というところがありまして、不要（廃止）が1名、見直しが2名、現行どおり（拡大を含む）が3名ということで、先ほどちょうど半々になったというお話をしたのはこのところでございます。

それから、右側のほうに、それぞれいただいたコメントを記載しております。全て言うところとちょっと長くなりますので、後ほどごらんいただきたいと思えますが、75歳以上の後期高齢者を対象とすることを視野に入れるべき、利用者の負担額を見直してはどうか、それから、利用できる人が限定されているですとか、いろいろな意見をいただいております。

す。これも後ほど目を通していただければと思っております。

そして、資料の最後に、施術費支給に関する規則ということで、かなり長い資料になりますが、根拠規定、事務処理の規定をつけております。

その中で、ちょっとごらんいただきたいのが、2枚目の施術証明書という様式です。これが医師の証明書ということになります。施術を受けようとする方の住所、名前、生年月日等を書いた後、傷病名に○をつける、部位を記載する。そして、どんな施術が必要なのか○をつける、どれくらいの期間が必要か記載し、医師が証明をするという様式でございます。

以上、駆け足ですけれども、施術費制度、そして、療養費についての簡単な説明と、今後の進め方についてお話をさせていただきました。

私から、以上でございます。

○武者座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から、なかなか盛りだくさんの説明ではあったのですが、まず、検討会の進め方について、恐らく制度の質問等が出るのではないかなと予想しておりますので、それより先に、検討会の進め方、スケジュール等について御意見、御質問ある方はどうぞよろしく願いいたします。

資料が大量にあるようですが、少し待ちたいと思いますので、質問がある方は挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。

○大道委員 検討会を進めるに当たりまして、まず、国保の財政、財源、どれだけこの施術費に対して予算が組めるかという一般的な考え方、それによって、どれぐらい甘くするかとか、厳しくするか、そういうこともあると思いますので、その資料というか、大枠の考え方はどの程度を持っているのでしょうか、市としては。

○事務局（西村） 現在、1億円弱、9,000万円台の事業費を使っております。財政的な問題もあり、どんどん広げていくということは、現状では考えられませんので、現行の予算というものの枠の中で考えていくことになるかと思っております。

○武者座長 その他、質問ございませんでしょうか。

○宮崎委員 アンケート調査は、鍼灸院で紙を置いてやるのですか、それとも先生が患者さんに渡して。

○事務局（西村） アンケートについては、こちらのほうから利用者の方に送ることで考えています。

○宮崎委員 2,400何人に。

○事務局（西村） はい、送ります。具体的な中身はこの後やらせていただきますが、市役所のほうから送って、返信をいただいて、未来総研さんにもお手伝いをいただいて、取りまとめて、検討会にお示しをしたいと思っております。

○稲垣委員 稲垣でございます。

今、予算的なことで御質問があったわけなのですが、これいつごろかな、このの

資料の3ページの、これまでの経緯というところでありますけれども、昭和50年代というのは、たしか、はりの療養費の関係も認められていなくて、いわゆる札幌市の制度のみということで、このときに一番最大の5億円ぐらいに費用を使っていたのではないかなと、支払いのほうで。それは市のほうで調べていただければわかるかなと。

ここに抜けているのが、昭和61年4月に、全道の国保連合会取り扱いの市町村国保、それが、はり・きゅうの、いわゆる委任払いが開始された年なのです。それとともに、老人保健というのがありまして、老人保健の委任払いも開始されているのです。

我々、水上先生のほうの会と私の会と、もう一つ、療術部会というのがありまして、その3団体で、札幌市国民健康保険理療師会という組織をつくって、札幌市との協定をして、この運営に当たっていたのですけれども、昭和61年に老人保健の委任払いが開始すると同時に、いわゆるこの制度の、市民の対象者、老人保健対象者は、この制度を使わなくするというようなことで、一度このところで大幅な減少が起こっているのです。恐らくこのところで3億円、4億円あったのが1億何千万円ぐらいに下がっているはずなのです。これも調べていただければわかると思うのですけれども。

さらに、今ここに書いてあります、平成20年に後期高齢者医療制度開始、これは札幌市国保と異なるということで、75歳以上の方は除外と。ここでさらにまた減って、40%の減少になったと。そういうような経緯で、いわゆる施術費払いの運用額というのですか、それは減ってきていると。

当然、理療師会といたしましても、札幌市とのいろいろな交渉の中で、今まで、やはり市の財政上の問題があるというようなことで、取り扱いに対していろいろと交渉してきた、いわゆる高額な請求になりますと財政上もたないということで、枠を広げないようにということで、お互いの、札幌市との間での話で来たところが、平成20年度に、いわゆる理療師会以外の団体も認めざるを得ないというようなところに至って、しかも個人加入、札幌市で開設する鍼灸あるいはマッサージ師が取り扱いできるように改定したのですよね、中身を。

しかしながら、1,400円という患者さんの負担額が高過ぎると。既に今お話ししたように、昭和61年から療養費を進めている関係で、患者さんも療養費のほうの一部負担金が安いと。言ってみれば1,500円の、簡単に言えば2割、300円ぐらいで治療が受けられる。片や札幌市の国民健康保険のほうの施術費払いは1,400円というようなことで、実際問題、現在も非常にそういうことにおいては伸び悩んでいるのも事実。

でもこれは、あくまでも市の財政のもとで、やはり1億円を超さない状態がベストではないかというようなところで推移してきた経緯もあろうかなと。私は、その交渉の場におりましたから、そこのところも委員の先生方にお話しいただければなと思います。

以上でございます。

○小沼座長代行 検討事項を進めるについて、基礎的な資料のお話なのですけれども、他都市の状況というのは、きちんとした数字で、もし市のほうでお持ちであればお示しいた

だきたいと思います。

札幌市のほか3市ということですし、道内では、旭川、岩見沢の2市だけということですので、他都市でどのような財政状況の中で何%程度のを予算化しているか、それをまず、基礎的な資料として市のほうでおまとめをいただいて出していただくか、お持ちでなければ、次の会議までにはそろえていただきたいなというふうに思います。

○事務局（西村） 現在ちょっと調べているところもありますので、次回までにきちんとそろえて提出したいと思います。

○武者座長 ほかの市との比較については、簡単なものではありますけれども、資料の事業仕分けの論点シートのところに、広島と福岡と北九州の3市という記述があるのですが、ちょっと古いかもしれないので、今変わっているかもしれないですね。ですので、正確なところは、また次回よろしく願いいたします。

○高田委員 高田と申します。

聞きたいことはたくさんあるのですが、自分でもまだ整理できていないのですが、まず、アンケートについてですけれども、あくまでも施術を受けた方ということですよ。そうであれば、この制度を存続するかしらないかというアンケートではないということですね。はい、わかりました。

それから、施術について医師の証明が必要だというふうに書かれているのですが、療養費については、当然病院にかかっている、医師が必要だということで証明を出すのだらうと思うのですが、施術費のほうは、多分施術のほうにかかりたいということで、病院にまず行かなければならないということなのではないでしょうか。それとも、この出し方というのは、病院で一体どのようにして出してくれるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局（西村） 証明の出し方、最初のきっかけということですか。

○高田委員 済みません。聞き方が悪かったですね。要するに病院から医師の証明をもらう方法というのは、どんなふうにしてもらうのかなと。ふだんでしたら、かかっている、医師が必要と認められたら出しますよ、ですけれども、例えばまるきり病院にかかっている、施術を受けたいといった場合に、お医者さんは証明を出していただけるものなのではないでしょうか。

○事務局（西村） それがちょっと実態がわかっていないところがありますので、そこを利用者アンケートで聞いてみたいと思いますし、今回、検討委員の皆さんいらっしゃいますので、その辺のお話も聞かせていただきたいと思います。

○武者座長 それでは、いろいろと質問等も出てきましたので、最初、検討会の進め方というふうに申し上げたのですが、施術費制度そのものにも含めて、質問、御意見等、もう少し広く募集したいと思うのですが、どうぞお願いいたします。

○宮崎委員 まず、施術費と療養費、1,400円ということですが、実際に患者さんに

聞くと1,400円で済んでいないという場合が多いです。はりとかは実費で取るとか、いろいろわけのわからない料金体系というのが僕の思いなのですが。

○稲垣委員 それはないです。

今、論じられている施術費の制度については、厳しい条件が課せられていると、協定の中で。

○宮崎委員 1,400円だったら1,400円でやるわけですか。

○稲垣委員 そうです。患者さんのマッサージも入ります。

○宮崎委員 はりもマッサージも。

○稲垣委員 そうです。それ以上は取ってはいけないことになっているのです。取れば、不正行為という形で厳罰に処せられることになっております。療養費はまた別です。

○宮崎委員 混合診療はやっていけないわけですか。自由診療という。

○稲垣委員 療養費においては自由診療も入っています。でも、この施術費制度においては入っていないのです。1本だけです。もしそれを自由診療と合わせるのであれば、請求してはいけませんという札幌市との協定のもとで行っております。療養費と施術費制度とは全く違う制度。

○宮崎委員 3,000円の中に、いわゆる針とかという実費代も含まれるわけですね。

○稲垣委員 そうなのです。

○水上委員 検討の背景、目的の1番です。創設以降状況は大きく変化しているというふうに書かれているのですが、私ども東洋医学を目指す者にとって、施術というものは、未病を治すということなのですよ、本来の。ですから、予防医学というものを根底に置いているのです。未病を治すということです。

でも今、現状は、西洋医学で世の中が動いていますから、先生に施術証明書を書いていただいて、施術をすることにはなるのですが、実際のところは、未病を治すということで、例えば施術費は1回3,000円いただけることになっています。これは、いろいろな病気を治すだけでなく、はりもきゅうも一緒にやって体のバランスを整えて、全部を治すというか、施術するということになるわけです。

でも、療養費というのは、予防とかそういうのではなくて、医者がもう治せませんよ、療養費、そして医療というものになっているのですよ。施術費と、今度、医療という部分に療養費は入り込んでいまして、ほかに手段がない場合に療養費を使うことになっていて、医療ですから、保険の制度に縛られて、単価も安いですし、そういう形になっています。

でも、この施術費制度というのは、昭和37年から市民の健康増進、国民健康保険法第82条に基づいて、健康増進のために行われている制度でありますから、健康保険法の第87条に基づく、医者が医療、現物給付を提供できないときにかわりに行う制度と、また論点が全然違うのです。私ども施術をする場合に、体全体を見て、やっぱり施術証明書をいただかなければならないですから、医者のところへ行ってきてくださいという形で、私

どもは患者さんを、病院にかかって、ちゃんと制度に合うように、神経痛、リウマチ云々という、こういう病名を、やっぱり痛みですとか、いろいろなものがありますから、西洋医学的な診断をしてもらいます。

どんな、違うことをやっているのかといたらあれですけども、本当にここでいう、保険事業、生活習慣病対策ですとか、そういうことまで含めて、私たちは、生活がちゃんとなることによって体が治っていきます。そういうことをちゃんと、少ない知識でも考えて、あんま、マッサージ、指圧、はり・きゅうで患者を診ているという形になっています。

ですから、大きく状況がどこが変わっているのかなど。僕らは、未病を治すという、患者さん全体を診るといところで施術をさせていただいて、それに昭和37年からあるすばらしい制度だと思っております。

以上です。

○武者座長 ありがとうございます。

○森田委員 市民委員の森田です。

座長、全体的な話になってよろしいですか。スケジュールはおおむねこういう形で、個々の今のやりとりの部分は、これからもどんどん出てくると思います。

私は、きょう初めてなので、大きく市民としての、ちょっとグローバルな話になるかもしれませんが、我々市民というのは全体を見て一つ一つ、いろいろな制度があります、市には。でもこれは、いろいろな制度はあるけれども、まず、目的が何かということが、私は市民にきちんとそれを明示しなければならないと思います。

その中で、我々市民として、この制度の歴史も考えながら、だけれども、ここで考えていかなければならないのは、まず、未来の若者、そして子どもたち、その子どもたちに、全体的に、仮に1億円であろうが、金額云々でなく、どれだけ負担がかかるか、そういうこともしっかり検証しなければいけないし、皆さん御案内のとおり、これからどんどん人口が減ってきます。世界の人口はふえるのだけれども、残念ながら日本の人口は減っていく。その中で、札幌市は、緩やかでありますけれども、減ることは間違いないのです。

そういうことを考えて、基本的に、今のこの制度、なぜここで検討の事項に出てきたかということは、やっぱりそれだけ札幌市の財政もかなり厳しくなっているという、そういう中でこういうものが出てきたと思います。単純に仕分けだからということではなく、やっぱりグローバルな見方として、一つのセクションではあるけれども、市の全体の財政規模と、そして目的と、いろいろなことを考えた場合に、ここで1回整理しようではないかと、私はそういうような趣旨で出てきたと思います。詳しい施術の中身については、先生方にこれから何回かありますので聞きますけれども、全体的に我々で真剣にこれをしていかなければならない時期なので、何の目的でこれを、何でもそうですけれども、綿々として、きちんとした目的がなくてやるということは、私はそんなものは反対なのだけれども、しっかりした目的があれば、ここできちっともう1回新たな答えを出す。そのため

に半年間かけてやるのですけれども、そういうことを我々基本的に、きょうそれを根底に置いて、今後考えていって、医師会の先生、それぞれの先生方の御意見なり、また思いもここで聞きながら、市民としてしっかりとした判断をすることが、検討委員に選ばれた我々の責任だと思えますし、市民の2人、堀内さんと私といたすけれども、それが我々の使命であると、そういう思いでこれから、そういう考え方、しっかり皆さんの御意見を聞きながら、私なりの思いと考え方、地方自治というのはこういうものでなければだめだということではなく、こうあるべき姿でいくのが、市民のためにしっかりした行政の執行だよというところまで考えていったほうが、やっぱりいくべきだと思うのですね。ただ検討委員会で、はいはい、しゃんしゃんしゃんでなく、そこまできちっとした考え方を持ってやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○武者座長 どうもありがとうございました。

大変皆様の熱い思いを聞かせていただいているのですけれども、少し時間に限りがございますので、まだ発言をいただいている委員の方にも一言、御意見、質問等ございましたら、お願いしたいと思えます。

まだ御発言いただいている、堀内委員のほうからお願いいたします。

○堀内委員 今、私の名前も出たようなのですが、私は、私独自の調査で間違いがあったら御指摘をお願いしたいのですが、年々利用者が減っているということですね。私の調べでは、平成23年度2,661人、平成24年度実績、今いただいた資料では2,342人。医療費全体も5年間で大体40%減っている。また、利用者の方も40%ぐらい減っている。年々減っている理由、その辺は、後期高齢者制度が影響しているのか、それともまた、その他、平成23年度と24年度で300人以上減っているということは、もしわかれば、次回でもよろしいですけれども、教えていただければ論点がすぐ見えてくるかなど、市民としては思っています。

以上です。

○事務局（西村） 統計をとっておりますので、減っているということは間違いはないのですが、なぜかというところについては、把握できておりません。きょうは施術団体の方もいらっしゃっていますので、現場でそういう雰囲気といいますか、わかれば、逆にお聞かせいただきたいと思っています。利用者アンケートの中でも、そういったことが聞ければいいと思っているのですが。

○武者座長 その件に関しては、重要な議題ですので、また次回に回したいと思えます。

石井委員、よろしく願いいたします。

○石井委員 今は、話し合っている事項というのは、検討会の進め方についてということですよ。それであれば、ちょっと私は、先ほど事務局で説明のあった検討の背景、目的、検討事項、これについて、これでよろしいかという話し合いではなかったのでしょうか。

○武者座長 最終的には、この内容で検討会を進めていってよいかというふうにお伺いす

るつもりではありますけれども、その前に皆様からの御意見等を一通り伺いたいなと思っております。

○石井委員 全体的な質問等をしていくということですか。

○武者座長 そうですね。

○石井委員 そうしましたら私も、施術費と療養費については、ちょっと不勉強でよくわからなくて、この資料を説明いただいても、なかなか理解できない状況にあるのですけれども、私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、療養費については、これは全国共通のものということによろしいのですね。それで、施術費については札幌市独自であって、後期高齢者等は一切、健保なんかは含まれていないというものなのですね。

それでまた、医師の証明云々ということなのですから、まずは、いずれも病院へ行かなければいけないということなのですね、それが基本ということですね。行って医師の判断で、施術費なのか療養費なのかという、ではないのですか。保険に該当するかどうか。

○稲垣委員 書類で分かれるのです。同意書という書類と、札幌市が提供する証明書という、それは施術者が決めるのですね。どっちからをもらって。

それは、今お話ししたように、証明書であるか、同意書であるかというのは、大体その施術所が決めるのですね。施術所で。

○石井委員 治療院ということですか。

○稲垣委員 治療院です。

○石井委員 施術という言葉がどうもちょっと、一般的には難しいですね。治療院ということですね。はい、わかりました。まだ私もいろいろこれから勉強してお話ししたいと思います。ありがとうございます。

○武者座長 それでしたら、一通りの委員、御意見、御質問いただいたと思うのですが、幾つか次回以降に向けた宿題というのもいただきました。

ここでひとまず、この内容で検討会を次回以降進めていこうと考えておりますけれども、いかがでしょうか、皆様。

○宮崎委員 あと1点、意見は言っていないんですが、質問なのですが、2,342人のうち、鍼灸の先生方に聞きたいのですけれども、実際のはり・きゅうの患者さんの何割ぐらいなのか。

○稲垣委員 今現在、うちの会員で42前後の治療院から請求させてもらっているのですけれども、そのうち、あんま、マッサージ、指圧の分野で請求しているのは3、4件なのです。あとは全てはり・きゅうの施術の内容でやっているのが現実。NPOさんの鍼灸マッサージ師会はまたちょっと異なることなのです。

○宮崎委員 患者さんの何割ぐらいかわかりますか。

○稲垣委員 割合ですか。マッサージが件数が多いのです。件数多くて、フィフティー・フィフティー、50%、50%ぐらいですか。患者数の関係が、マッサージをし

ているところの治療院のほうが患者数が多いのです。

○宮崎委員 施術の補助をもらっている患者さん、それがトータルの患者さんの何割ぐらいかわかりますか。

○稲垣委員 大体、今言った50%、50%なのです。はりが50%。療養費と施術費の割合です。

○宮崎委員 施術を受けている患者さんが全体の何割か。自由診療、施術費、療養費。

○稲垣委員 失礼しました。現実問題、集計とっているのです、うちの会で、療養費の関係で。大体7割ぐらいなのです、療養費で請求しているのが。あと20%が、札幌の場合ですけれども、施術費のほうで請求、また、一般という感じで、10%ぐらいが一般という感じです。

○宮崎委員 50%になっている。

○稲垣委員 そうですね。

○水上委員 自由診療と療養費と施術費との割合ということですか。

例えば自由診療とはどのぐらいのことを言っているのかわからないのですけれども、施術所で年間6万人扱うのです。そのうちの施術費を扱う人というのも療養費を扱う人というのもすごい、うちの治療形態の中では少ない。でも全体の中では、札幌鍼灸マッサージ師会で扱っている64件、その件数の中では、うちは使っている額は多いほうです。だけれども、どこのデータを、それで答えにはならないのですよね、きっと。

○武者座長 事務局は、この件で、何かデータはお持ちでしょうか。

○事務局（西村） 次回まで事務局のほうで、拾えるデータがあれば、それをまとめてみたいと思います。

○武者座長 そうですね、可能な限りということで、お願いできればと思います。

ほかにこの検討会について御意見ある方はございませんでしょうか。どうぞ。

○高田委員 高田と申します。

この施術の1回3,000円という数値は、これは昭和37年からずっと変わっていないのでしょうか。ということは、何を言いたいかということ、もしこれが昭和37年に3,000円といったらとてつもない高い数字なのですよね、実は。高卒の初任給が多分1万6,7千円ぐらいだと思うのですが。ちょっと教えてください。

○事務局（西村） 昭和37年当時は100円。100円から始まっております。その後だんだん値上げをして、3,000円になったのが平成6年だと思います。若干前後あると思いますけれども、徐々に上がって現在3,000円ということになっております。

○武者座長 その他、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5. 利用者アンケートについて

○武者座長 それでしたら、続きましての議題に移りたいと思います。

利用者アンケートについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（西村） それでは、利用者アンケートの案について説明をさせていただきます。

かなりボリュームのあるアンケートですので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。先ほどお話もありましたが、まず、このアンケートは、実際に施術費を利用されている方、もう少し詳しく言いますと、平成24年4月から平成25年3月まで、1年間この施術費制度を利用された方、約2,000名全員にお送りいたします。10月31日まで御返送いただくということになっています。

ページめくっていただきまして、問1からずっと設問がありますが、まず、利用状況について伺っております。

問1は、利用した施術、問2は、対象の疾患。

問3は、最初にこの施術費制度を利用したきっかけということで、病院のほうに行って勧められた、施術所から勧められた、過去に病院に行ったが効果がなかった、施術所が自宅の近くにあって、評判がよかったなどを聞いています。

ページめくっていただいて、2ページになりますが、問4は、医療と施術との併用ということもこの制度は認められておりますので、併用されている方がどれくらいいるか、また、併用した効果について、なおかつ、効果のあった方については、こういった効果があったのかということで、痛みが和らいだ、リフレッシュにつながったなど、その辺の理由も具体的に聞ければと思っています。

問5が、この施術費制度を利用した、施術自体の効果。どの程度の効果があるのかということ聞いています。

3ページになりますが、問6は、1回の証明でどれくらいの期間利用されたか。

問7は、何回施術を利用されたか。それから、1回定額3,000円ということになっておりますが、1回当たりの時間というの聞いてみたいと思っております。

その後が制度全般についての話になりますが、ページをめくっていただいて、4ページになります。施術費と療養費、同じような制度がありますので、その違いを御存じでしたかということをお問9で聞いております。

問10については、療養費ではなくて、施術費を利用した理由を聞いております。この回答については、これがいいのかどうかという話はあるかと思いますが、過去に病院で治療を受けたけれども、効果が低かったとか、病院の治療と一緒に受けることで効果が高いとか、療養費が利用できない、対象になっていないとか、マッサージを受けたいとか、複数利用できる制度だからとか、健康づくりのため、そういった具体的な理由をなるべく細かく聞ければと思っています。

それから、問11ですけれども、補助制度なものですから、この補助制度の必要性というの考える上で、仮に自己負担額が多くなったり減ったりした場合、どういう使われた方をするのだろうかということ聞いてみたいと考えています。

問12になりますが、これについては、現在どういう評価をされているか、今後どうい

う要望があるかということで、自己負担額の1,400円について、1回当たりの施術時間について、上限の6カ月という期間について、回数の45回上限について聞いております。

問13は、この施術費制度の中身がどれくらい知られているかということで、改めて、この制度について御存じでしたかという質問をしています。

それから、最後のページになりますけれども、今後の話についてお聞きをしております。今後利用するつもりか、そうではないか。

問15については、この制度についての自由意見ということになっております。

最後に、可能な限りということになりますが、お住まいの区、そして年齢、できましたら収入も答えていただきたいと考えています。

それから、施術費と療養費の比較、また、言葉の定義などを説明する別紙も1枚つけさせていただきますいております。

御審議をよろしく願いいたします。

○武者座長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました利用者アンケートに対して御質問、御意見等ございませんでしょうか。

堀内委員からお願いします。

○堀内委員 別紙のほう、今言っているところなのですが、施術についての(案)となっているのですけれども、何か変更があり得るということで(案)なのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

○事務局(西村) アンケートの調査票のほうは、(案)ということなのですが、この別紙については、案ではなくて、確定したものです。案というのはちょっと間違いです。

○堀内委員 わかりました。

○武者座長 では、小沼座長代行、お願いいたします。

○小沼座長代行 こういった場合のアンケートの間方なのですが、施術を受けている方はほぼ2,500人ぐらいで、そのうちの2,000人に対してアンケートをとるということですよ。ほぼ全員ということで考えているのでしょうか。全員ということですよ。

○事務局(西村) 全員にお送りいたします。

○小沼座長代行 これ、このようなアンケートをとる場合に、通常のいろいろなアンケートですと、その中から抽出をして、何割かに対してアンケートを行って、全体を推量するというようなことが一般にはなされているかと思うのですが、これは、実際にかかっている人からのみ、ほぼ全員からとるということですよ。

ここまでかかっている人たちから、これだけの割合でとる必要があるかどうかについて、ちょっとこの会では、まずそこのところの検討も必要かという印象を受けております。

これ、かかっている方は、当然必要であるからかかっているでしょうし、何らかの効果

があるからかかっているのでしょうか、このようなとり方では、結果がちょっと偏波な形にならないかということをおつと心配をいたします。もちろんこれの利用の仕方は、また後の別問題ですけれども、このような割合でとる必要があるかどうかということについて、おつと皆さんにも御意見を伺ってみたいという気がいたしております。

○武者座長 重要な御指摘ありがとうございます。その件も含めて、ほか、御質問、御意見。堀内委員、お願いいたします。

○堀内委員 おつと関連するわけなのですが、これ全員となると、個人情報になりますよね。よくわからないのですけれども、どういうルートで来るのかわかりませんが、ある日突然来て、私の名前いつ調べたのかな、いつかかったことわかったのかなという、そういう懸念はないでしょうか。

○事務局（西村） アンケートの説明にも書いていますけれども、利用された方全員2,000名にお送りしていますということで、これは、札幌市の国保で当然把握しているデータですので、そこについては御理解いただけるのではないかなと思っています。

それから、個人情報ということになりますけれども、アンケート自体は、もちろん名前ですとか、そういったことを書くものではありませんので、いただいたアンケート結果をもとに、何か問題になるということはないと思っています。

○堀内委員 その点、誤解のないように、丁寧にアンケートに、将来を見渡して、そういうような大きなテーマで、現在、アンケートに御協力いただきたいというような文章とか、そういうのが人に優しい行政ではないかと思いました。よろしくお祈いたします。市民として。

○森田委員 私は座長代行先生と同じで、結果は、恐らく利用された方は、これはいい制度だというのは、それはおおむね大体予想されますけれども、目的には、この調査にどの程度出てきたかということで、それが恐らくこの検討委員会にデータとしてこれだけ出ましたということの目的だと思うのですけれども。

仮に出すのであれば、4ページお祈いたします。おつと気になったのが問10、病院の先生方に、過去に病院で治療を受けたが、効果が低かったのかということ、おつと私ここが若干引かかったのですけれども、これ、医師の先生方、別に問題はないですか。

（問題ないの声）

わかりました。それをおつと確認して。そういうことで、影響あるようでは困りますので、先生方がないというのであれば、そのまま、よろしくお祈いたします。

○武者座長 それでは、水上委員、お祈いたします。

○水上委員 後で言おうと思っていたのですが、これ患者さんの全員に配られるということなので、療養費の施術の併用という部分があります。はり・きゅうとマッサージの併用は不可と書かれています、例えば上の病名の中の五十肩が、はり・きゅう、五十肩でマッサージなどという場合は、併用は不可なのですが、病名を違う病名、神経痛と五十肩、それぞれマッサージとはりを別の同意書をとってやるという場合には、これは併用が

できます。ですから、消してしまうか、それとも同一病名では併用できませんという形で訂正をしていただきたいと思います。

○武者座長 ちょっと専門的な御意見になりますけれども、その辺あたりの表現は修正させていただきたいと思いますが。

その他、このアンケートの内容もしくは対象等について御意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員 うちのマッサージ師会の中で、この検討委員会を開始するというので、8月1日から8月いっぱい1カ月間で、いわゆる施術所に通っている、この制度を利用している市民の方を対象にして、書いてくれる人、書いてくれない人いますけれども、アンケートを実施したのです。簡単に6項目についてということで。その資料を後日検討委員会のほうに出したいなと思っていますけれども、札幌市のほうでこのアンケートを実施するというのであれば、それとあわせて委員の方々に見ていただきたいなと思っています。グラフ入っていますけれども。

以上でございます。

○武者座長 堀内委員、お願いします。

○堀内委員 ただいまの意見は、市民としては、大変重要な意見だったなと思います。

先ほど言いましたけれども、突然アンケート、私のところにも来るケースあるのですが、これは一体どこから出たのかなという、ちょっと疑問の、特に民間会社なのでけれども、どこで調べたのかなということもあるものですから、そういうような下地を積んで、市民の方が納得して、現在施術を受けられている方が積極的にアンケートを出していただければいいなど。先ほどの補足になりますけれども、ぜひそういう下地をつくっていただければ理解も進みますし、市民としては望ましいなということでございます。

○森田委員 表題の中に、見直し検討会を開催して云々は書かないのですか。

市民は、このアンケートは何のためにやるのだという、その目的がわからないと思うのです。

○事務局（西村） ちょっと目立たないかもしれないですが、1ページのところに、今後の施術費制度のあり方を検討するための基礎資料としてお尋ねをしていますということを書いておまして、少しここはじっくり読んでいただかないとわからないかもしれないですが、何のためにやるのかということを書くとところが一番大事なところだと思いますので、そこがもう少しわかってもらうような工夫はしたいと思います。

それから、先ほどの話で、全員に送る必要があるのかということがありましたけれども、やはりこの検討会を進めていくときには、利用実態をしっかり押さえておくというのがまず前提だと思います。私どもも持っているデータだけでは、なかなか実態のところはわからないというのが正直なところですので、何名の方に返していただけるかわからないですが、全員にお送りをして、そのデータをもとに皆様に御議論いただきたいと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○武者座長 確かに、こういうアンケートの場合は、どういう対象で、サンプル数どのくらいとるかというのは非常に重要な問題で、一般的には、こういうアンケートというのは2割か3割ぐらいしか返ってこないというのが予想されますので、2,000名に送っても恐らく500か600集まればいいところかなと。数十のアンケートをもとに制度を議論するというのは少し危険かなと思いますので、ある程度有効なサンプル数を確保するというのは必要かなと思っております。

一方で、この制度を利用している方というのが、国保の対象者の中で1%弱ということですから、そういう意味では、ちょっと偏っている標本になりますので、そのあたり御意見ございますでしょうか。先ほどの小沼座長代行の意見とも重複するのですが。

○小沼座長代行 今このような形で実際に施術を受けている方からとるという一方、それでは、医療として、通常の中で、表現は別にしまして、を受けている方の意見は聞かなくてもよろしいのでしょうか、それでは。医療としてを受けている方がありますよね。この制度の中で受けている方全員を対象にしてアンケートをとろうとしていますよね。

では、今この制度の検討をしているわけですから、例えばこの制度をなくして、極端な言い方ですけれども、別の制度に置きかえるといったときに、今の制度の中で十分な医療、施術を受けている方もいるわけで、その方々の意見というものは聞かなくていいのかと、そういう吸収の仕方とか、そういうことも。制度をどのように変えるかということも含まれているわけですから、一方、当事者の話だけを正確にとっていくという、もちろんお話のように、基礎的には、現在の制度の実情をしっかりと把握するということは、もちろん必要なことはわかりますけれども、今これ検討しようということですから、そうでない制度の中でもやっている方々がたくさん、多くいるわけですよ。それでは、その人たちの意見は、公平性の点から、どのような方法でとる必要があるのか、または、とるべきではないかという意見は、ちょっと考えなければならないかなというふうに思いますが。

○高田委員 実は、先ほどこれで決まるのですかという話をお聞きしたのですが、この2,300数名、実は0.5%なのです、国保の対象者の。この方だけの御意見をとり、多分、どなたかもおっしゃいましたけれども、皆さん、利用してよかったという回答が多いと思うのです。

この目的には、施術費制度が必要かどうかというのが第1番目にありますので、その判断というのはどこで、例えばこれをとってしまって、みんな、いいですよと言ったら、あと残りの40何万人の人たちが、もしかしたら反対だったかもしれませんよね。それが0.5%で決まってしまうという、非常に不公平なことになるのではないかと。もしかして、公平にやるとすれば、一般の国保の加入者、被保険者からも何らかの形でそういうアンケート、この施術費制度が多分、私は実は知らなかったもので、知らない人がほとんどだと思います。だから、そういったことをきちんとわかるように説明をして、こういったものがあれば、必要でしょうか、利用しますかとか、これを受けていない方にも、判断材料として必要なかという気はいたしました。

○武者座長 宮崎委員からお願いできますか。

○宮崎委員 先ほど座長さんが説明をされたかと思いますが、アンケートの調査でこの是非を決めるという形の調査ではないという趣旨を事務局から聞いたような気がします。

○事務局（西村） 繰り返しになりますけれども、これは、この制度の方向性を把握するためのアンケートとは考えておりません。

利用実態、利用者に利用実態を聞くものと考えております。

利用実態をきっちりつかんでいないと、検討していくときには迷うことが多くなると思いますので、これは、検討に当たっての基礎データというふうに考えております。

○森田委員 ということは、あくまで、仮の話なのだけれども、大体回収のうちの8割が、この制度このままでお願いします。いいですよということが出たとしても、あくまで参考だよと。これが基本ですね。確認します。

○事務局（西村） あくまでも利用実態を把握するアンケートになります。

○森田委員 そうなると、小沼先生が言ったことは余り、今度は逆に要らなくなつて。これが確実でないけれども、参考にするよと、要するに。ですから、あくまでデータだよと。それで判断してくださいということが基本ですね。

○武者座長 ちょっと補足で発言したいと思うのですが、札幌市民の方々の意見、また、制度を利用されたことのない方々の意見というのは、まさしくここに御参加いただいている方、特に、被保険者を代表する委員の2名と市民の方2名に、ぜひ代表として御意見を述べていただきたいと思っておりますので、全く利用者以外の意見が無視されるということはないと思います。

○堀内委員 今、市民委員はどうなのだという話でしたので。実は私も、最初にも言いましたけれども、財政の面で非常に興味を持っているということ。

実は、健康保険のしおりというのが来ているわけなのです。これの25ページに、「施術の補助を受けるとき」と書いて、結構詳しく、補助枠、1回につき1,600円、自己負担額、1回につき1,400円ということを書いてあります。これ、私、よく読んでいまして、なぜかといいますと、個人的なことで恐縮なのですが、私、学校に勤務していたものですから、共済組合というところに入っていたのです。そのときに付加給付というのはかなりいろいろあったのですが、今度、定年退職しますと、自動的に国民健康保険に入るということで、これをよく読みましたら、付加制度給付というのはなかなか、余りないようなので、ここが付加給付なのかなというふうに見ていたわけなのですが、こういうようなものが送られてきますので、私は一応この制度というのは見ております。

以上です。

○小沼座長代行 これから実施するこのアンケートについては、検討事項のほうにつながらなければいけないものということですよ、アンケートの結果というのは。

それで、今も御意見いろいろ出ているのですが、私もやっぱり、利用者だけのアンケートであれば、本当に施術費制度について検討する材料にはならないかと思うので

す。ですから、やはり被保険者の方たちにもアンケートをとって、意見を聞いて取り入れるべきだと思います。

○堀内委員 今、私も含めて、市民の方に、国民健康保険入られている方にアンケートが必要ということであれば、これは40何万人入られて、無作為である程度絞って――、なるほどね、わかりました。

○石井委員 多分、利用している人以外は、施術費という言葉も知らなくて、そんな施術費制度があるのだったらかかりたかったわと、悔しがる方もいらっしゃるような気がするのです。ですから、その辺ももう少し検討したらいいかと思います。

○武者座長 利用者以外の方に関する意見というのを、アンケートをするかどうかというのは、予算も相当かかると思いますし、この場で即決められるという話でもございませんので、ひとまず利用者の方向けにこのアンケートをするということで、ほかに御意見、このアンケートの内容もしくはこのアンケートのやり方について御意見、ほかにございましたらお願いしたいと思うのですが。

○高田委員 このアンケートをとった結果というのは、この会だけの提供になりますか、新聞報道にもなりますか。新聞報道とかも予定していますか、このアンケートの結果。

○事務局（西村） アンケートの結果は、この検討会の資料ということで考えており、この検討会に配付をすることになります。検討会の資料というのは全部公開することになっているので、そういう意味では、結果は、市民の方の目に届くことになります。

○武者座長 配付資料もホームページに載せるということですか。

○事務局（西村） 載せます。

○武者座長 議事録だけではなくて。

○事務局（西村） 資料を添えて載せます。

○大道委員 先ほども述べましたが、問13というのは意味があるのですか。わざわざ施術費制度を受けている人に対して。問いを減らしたほうがいいかな、余り意味ないのではないかなという気もするのですが。

○事務局（西村） この制度を利用されている方も、例えば医療と併用ができるのですとか、施術費制度のメリットをちゃんとわかって利用されている方と、そうではない方がいるのではないかなというふうに思っています。その辺を、制度の中身自体をよくわかっている方の答えと、何となく利用されていると言ったら怒られるかもしれないですけども、そういう方の違いを設ける意味で聞いたほうがいいのかということで、あえて設けた設問です。

○大道委員 施術師の方に聞きたいのですけれども、ほとんどの患者さんというのは、施術、治療院へ行行って勧められて、保険が使える、例えば施術費が使えるよとか、療養費が使えるよということが勧められて、医療機関に証明書を書いてくれというのがほとんどなのです。私のほうから施術費を受けなさいとか、療養費を受けなさいということはほとんどないです。

そうしますと、患者さんが、施術費と療養費をそれぞれちゃんとわかった上で施術費を選んでいいのか、そこはどうなのでしょう。

○水上委員 まず、施術費と療養費の優先関係というのがあるのです。ですから、療養費を使った場合、施術費を使えない。それはどういうことかということ、うちの治療院に来て、施術費やりなさいと言ってやっていけばいいのですけれども、うちで施術費をやりませぬ。稲垣先生のところで療養費やりませぬ。そして請求があがります。突合した段階で、うちを出なくなります。ということは、施術費はすごく弱い制度なのです。ですから、説明する側が、施術者が療養費だけ説明して、こっちを使ってくださいと渡す場合があるのです。ですから、両方説明して、両方わかってもらおう。片一方だけ、施術費だけという人もいらっしゃいます、施術者の中に。でも、その場合は、誰かほかの治療院で療養費を使われてしまったら、その月は全然なくなってしまうという危険がある。ですから、その施術者によって、どっちを説明してというのは難しいところなのです。

○大道委員 具体的に、私は、療養費の同意書を求められたことは何度もありますけれども、施術費の証明書を求められたことは一度もないのです。

考えますと、これを見てもわかりますとおり、値段的に圧倒的に療養費のほうが患者さんにとってはお得なのです。単純に経済的なことで。そうすると、施術費を受けるためには、先ほど水上先生が言われたように、未病だとか、いろいろな目的があるわけですから、もし問13を書くのでしたら、施術費に対してある程度詳しく知っているならば、どういう目的でやったという、ここまで踏み込んでもいいのではないかなという気もするのですけれども。

○武者座長 その細かな件につきましては、専門的な話になりますけれども、事務局のほうからありましたら、いかがでしょうか。

○事務局（西村） 繰り返しになりますけれども、施術費をよくわかっている方、そうではない方をまず聞いて、クロス集計といいますけれども、なぜ施術費を利用しているかという設問と照らし合わせることによって、大道委員が言われたところがしっかりわかるのではないかなと思います。

○水上委員 患者さんがどっちを選ぶかというのではなくて、今、説明の中にありましたように、医師のところで治療を受けている患者さんというのは、はっきり言って療養費は使えないのですよ。だから、先ほども言ったように、施術所で、いわゆる事細かな患者さんとのコミュニケーションで、今どういう状況でどこに行っているかということで、だから、できるだけ先ほどの施術費と、いわゆるはり・きゅうの関係の療養費を使っているかどうかということを確認するのですね。確認しなければ、そういうような施術費を、証明書をもらっても、いわゆる不支給になってしまうというケースもあるということです。

だから、患者さんとの窓口における話で、病院へ行っているということで、椎間板ヘルニアで通院しているところだという場合においては、これは療養費は使えませぬから、施術証明書のほうでお願いしますというようなことで。かかっていなければ、あと、患者さ

んの生活レベルというか、そういうようなことで、療養費のほうが確かに安価な金額になりますので、そのところで、療養費の同意書をお願いしてみてもうかというような説明もしているというのが現状です。そういうようなことで区分けをしているということです。

○武者座長 比較的供給側の方からの御意見が多かったですけれども、ちなみにこの制度を使われた方は、患者として使われた方は、この中にはおられるのでしょうか。おられないかな。どうぞ。

○事務局（西村） 先ほどのアンケートの件ですが、まず利用実態を押さえないという思いがありますので、これはこれでやらせていただくということで、お願いしたいと思いますが、全市民対象にしたアンケート、それはちょっと別にまた考えたいと思います。

○武者座長 実態として、全市民というのはかなり難しいと思うので、サンプルということだと思えますけれども。

○事務局（西村） もちろんサンプルということになりますので、何人かにはなりますけれども、そこはちょっとまた考えたいと思います。いかがでしょうか。

（はいの声）

○武者座長 その他、このアンケートについて、この内容で行うことに関して、よろしいでしょうか。

それでは、一応こちらで用意していただきました議事については終了となりますが、その他御意見、御質問等ございますでしょうか。

○森田委員 このアンケートではなくて、今言った市民対象のアンケートというのは、大体いつごろを予定していますか。

○事務局（西村） それも含めてちょっと考えたいと思います。適切な時期にやるのがいいと思いますので、それも含めて考えさせてください。

○森田委員 ということは、余りかけ離れてしまうとまずいから、できる限り近々でやらないと、それこそ皆さんが言うように平等性があれで、こっちはこちらでアンケート、こちらは市民のほうのアンケートと。我々市民としては、両方平等に、冷静に見て判断を我々はすることが大事ですから、それはよろしく願いいたします。

○事務局（西村） わかりました。

○武者座長 幾つか宿題もいただきまして、次回以降に可能な限り反映させていきたいと思っております。

アンケートについては、幾つか表現上の問題もありましたので、それは改訂した上で、最終的に皆様に回すということになるのですか。

○事務局（西村） 回したほうがよろしいでしょうか。一度見ていただいたほうがよろしいでしょうか。

○武者座長 時間的なものがありますので。

それでしたら、事務局等に一任ということでもよろしいですか。

○森田委員 座長に見てもらって、座長に一任するというので。そうしないと、委員の代表として確認しなければだめということです。

○武者座長 わかりました。それでは、座長として責任を持って確認させていただきたいと思えます。

その他、事務局から何か連絡事項等がございますでしょうか。

○事務局（西村） きょういろいろ説明させていただきましたが、次回の検討会に向けて、何かこういう資料があったほうが良いというものがあれば、この場で再度確認をさせていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○高田委員 この施術の分については、一般会計からの繰り入れと考えたほうが良いのでしょうか、それとも国保の中の料金で行っているというふうに前に聞いたような気もするのですけれども。

○事務局（加藤） 基本は、保険料でございすけれども、札幌市は、1世帯当たり平均保険料を据え置くために一般会計から繰り入れをしていますので、現実的には、一般会計のお金を使っているということになります。ですから、いわゆるこの1億円につきましては、全市民が等しく御負担をしているというようなこととございます。

○高田委員 わかりました。そうすると、国保の被保険者だけが恩恵を受けるという感じになって、税として考えれば、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○武者座長 その他、御意見ありますでしょうか。

○大道委員 少ない0.5%の方が使っているのですけれども、0.5%の中で、年齢構成、それから、1人当たり何回ぐらい使っている、平均値とか、そういう数字は出ますよね。回数だとか。

○事務局（西村） そうですね。

○大道委員 その資料をお願いします。

○事務局（西村） わかりました。

ほかよろしいでしょうか。

○武者座長 今後の案内等があると思えますが。

○事務局（西村） 次回の案内になりますけれども、先ほどスケジュールについては御承認いただきましたので、11月の下旬、施術団体さんの御都合もあると思えますけれども、まずヒアリングの場を設けるということで、参加いただけるかどうか確認をした上、また皆様に改めて御連絡をしたいと思えます。

私から、以上です。

6. 閉 会

○武者座長 それでは、以上をもちまして、本日予定されていた全て項目、無事終了いたしましたので、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

皆様方どうも御協力ありがとうございました。